

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	住所又は所在地
(株) グンエイ	群馬県太田市飯田町812

2 指名停止措置期間

令和7（2025）年7月1日から令和7（2025）年11月30日まで（5か月）

3 指名停止措置の範囲

栃木県が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託（建設工事に係るものを除く。）

4 事実概要

当該業者の代表役員及び一般役員が、群馬県桐生市が発注する新庁舎建設工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7（2025）年6月19日に逮捕された。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該事業者の代表役員及び一般役員が競売入札妨害の容疑により逮捕されたことは、「栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第5号(3)の措置要件に該当するため。

[栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 別表第5号(3)]

区分	措置要件	期間
別表第5号 競売入札妨害又は談合 (3) 次のア又はイに掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 5か月以上 18か月以内
	イ 一般役員等 又は使用人	3か月以上 12か月以内

※指名停止の期間の特例

有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

本件問い合わせ先

栃木県会計局会計管理課 物品調達室
栃木県宇都宮市埴田1-1-20
電話：028-623-2091